

長田野公園体育館・長田野公園広場 使用料金表

長田野公園体育館		午前	午後	夜間	全日	超過料
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	1時間
全 面		3,520円	4,664円	5,280円	13,464円	1,177円
2 分 の 1 面		1,760円	2,332円	2,640円	6,732円	588円
4 分 の 1 面		880円	1,166円	1,320円	3,366円	293円
会 議 室		550円	704円	770円	2,024円	187円
個 人	中学生以上	220円 (1人1回につき)				
	小学生以下	無 料				

備 考

- 1、入場料を徴収する場合は、使用料金の2倍の額を徴収する。
- 2、営利を目的とする場合は、使用料の3倍の額を徴収する。
- 3、本市の住民以外の者が使用する場合は、使用料並びに1及び2に定める額の2倍の額を徴収する。
- 4、特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の使用料は、使用料及び1から3までに定める額の2分の1の額を加えるものとする。
- 5、超過使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てるものとする。
- 6、附属設備及び冷暖房施設の使用料は、規定で定める。
- 7、この表の規定による額については、当該額に対して課される消費税相当額を含むものとする。

長田野公園運動広場	9時～21時 (1時間につき)	
	昼間時間	夜間時間
野球場(一面につき)	1,100円	5,500円
庭球場兼バレーボールコート (一面につき)	550円	1,100円

備 考

- 1、本市の住民以外のものが使用する場合は、規定使用料の2倍の額を徴収する。
- 2、用語の定義
 - (1)昼間使用とは、夜間照明灯を利用せず使用する場合をいう。
 - (2)夜間使用とは、夜間照明灯を利用して使用する場合をいう。
- 3、この表の規定による額については、当該額に対して課される消費税相当額を含むものとする。